

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(1)	輸出管理の規制品目番号体系の国際化	わが国の規制品目番号体系の国際化を急ぐべきである。	<p>輸出者等は、貨物の輸出、役務の取引にあたって、当該貨物・技術が許可を必要とする規制品目等に該当するか否かを判定する必要がある。その際、わが国の規制品目番号体系が諸外国と異なるため、海外のパートナーとの連携、海外からの調達、海外子会社における輸出管理指導等において負担が大きい。</p> <p>規制品目番号体系の国際化については、2012年4月に閣議決定された「『国民の声』規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」に沿って、産業界と連携して作業が進められた結果、2014年度末までの段階で、わが国の規制番号とEUの番号との読替表の案が取りまとめられている。</p> <p>既にEUの規制品目番号体系を採用している国は多く、上記読替表に基づく輸出管理を速やかに実施に移すことにより、海外ビジネスの円滑化、競争力の向上が期待できる。また、企業グループ全体で統一的・効率的な輸出管理が可能となり、コンプライアンスの向上にもつながる。</p>	外国為替及び外国貿易法 第25条、第48条、輸出貿易管理令第1条 別表第一、外国為替令第17条 別表